

阪神国際港湾株式会社

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第8条第1項第1号から第4号に掲げる事項

1 当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

阪神港（大阪港及び神戸港）のうち大阪港の外貿埠頭及びフェリー埠頭の利用を拡大するとともに貨物取扱量を増大させること。

2 当該法人以外の法人その他の団体によっては1の施策を達成することが困難である理由

当該法人は、国土交通大臣から、港湾法第43条の11の規定に基づき、阪神港の外貿埠頭及びフェリー埠頭を一体的に運営する港湾運営会社の指定を受けて、大阪港の外貿埠頭及びフェリー埠頭のうち港湾管理者である本市が管理するもの以外の外貿埠頭及びフェリー埠頭を運営しており、大阪港の外貿埠頭及びフェリー埠頭の利用拡大と貨物取扱量の増加を図るに当たっては、港湾管理者の本市の主導の下で当該法人と緊密に連携していく必要があるため。（大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程第3条第1項第1号ア(エ)に該当）

3 1の施策を達成するために当該法人に求める役割

本市の主導の下で本市と一体となって、主に輸入港である大阪港の実情を踏まえて当該法人が運営する外貿埠頭及びフェリー埠頭の利用を拡大するとともに貨物取扱量を増大させること。

4 当該法人に3の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動（以下「本市の補完・代替活動」という。）について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

(1) 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

大阪港全体の外貿埠頭及びフェリー埠頭の利用拡大並びに貨物取扱量の増加を図っていくためには、当該法人の事業活動を港湾管理者である本市の指導の下で主に輸入港である大阪港の実情を踏まえたものとしていく必要があり、そのためには、当該法人の事業活動の方針等について当該法人の自律性にゆだねるのではなく本市が指導及び調整をする必要がある。

(2) 監理という手法の比較優位性

当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、株主としての支配権を通じて当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。